

令和2年度

大月市簡易水道水質検査計画

令和2年3月

大月市 産業建設部 地域整備課

令和2年度 大月市簡易水道水質検査計画

大月市簡易水道における水源の水質は、市内に点在している簡易水道であり、地下水（深井戸・浅井戸）・湧水・伏流水及び表流水を水源として利用しており、それぞれ異なった周辺の自然環境の影響を受けています。

このような原水及び浄水の状況を踏まえて、安全で良質な水道水を供給するためには、各水源の水質に応じた適切な水質検査が必要になります。

水道水が水質基準に適合し、水質検査の適正化を確保するため、水道法施行規則第15条に基づき、水質検査の内容や検査体制を定めた「水質検査計画」を策定いたしました。

1 基本方針

(1) 検査地点

水質検査は、水道水質基準が適用される給水栓（各配水池を代表する蛇口）及び水源（原水）とします。

(2) 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を主体に、水質管理項目上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

水質検査は、これまでの検査結果や水源の状況などを考慮し、各地点の項目ごとに検査頻度を定めて行います。

(4) その他

水質検査は、毎日行う検査については市が自ら行い、それ以外の検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

2 水道事業の概要

大月市の簡易水道は、「市営簡易水道 7 施設」「地区簡易水道 11 施設」「小規模水道 8 施設」となっており、本市の地形上の制約から各集落単位で水道施設の整備を行ってきたことによります。

また、水源（原水）の種別は、「表流水 20 施設」「伏流水 1 施設」「井戸水 3 施設」「湧水 5 施設」となっており、特に表流水に依存している施設については、降雨時の濁りの発生、冬季の水量不足、枯渇等、不安定な状況にあります。

「市営簡易水道」

	施設名称	水源名	配水系名	原水の種別
1	真木簡水	恵能野水源	真木	表流水
2	間明野桑西簡水	湯の沢水源	間明野・桑西	表流水
3	初狩東部簡水	石代水源	初狩東部	深井戸
4	賑岡西部簡水	中村沢水源	賑岡西部	表流水
5	塩瀬簡水	ゴンドラブチ沢水源	塩瀬	表流水
6	笹子東部簡水	笹子東部水源	笹子東部	深井戸
7	笹子西部簡水	狩屋野水源	笹子西部	伏流水・湧水
		奥野沢水源	笹子西部	湧水・表流水

「地区簡易水道」

	施設名称	水源名	配水系名	原水の種別
1	立河原簡水	北方沢水源	立河原	湧水
2	神戸簡水	唐沢水源	神戸	湧水
3	側子簡水	丸田沢水源	側子	湧水
4	藤沢簡水	藤沢水源	藤沢	浅井戸
5	上和田簡水	沢入水源	上和田	表流水
6	幡野簡水	幡野水源	幡野	表流水
7	小篠簡水	小篠沢水源	小篠	表流水
8	宮谷簡水	宮谷沢水源	宮谷	表流水
9	中野簡水	ヤギ沢水源	中野	表流水
10	立野簡水	月尾根沢水源	立野	表流水
11	小沢簡水	話手沢水源	小沢	表流水

「小規模水道」

	施設名称	水源名	配水系名	原水の種別
1	奈良子1小規模水道	奈良子水源	奈良子1	湧水
2	奈良子2小規模水道	—	—	表流水
3	川津畑小規模水道	—	—	表流水
4	下畑小規模水道	上神戸沢水源	下畑	表流水
5	金山小規模水道	—	—	表流水
6	竹の向小規模水道	—	—	湧水
7	八坪小規模水道	八坪水源	八坪	湧水
8	中野上簡水	ヤギ沢水源	中野上	表流水

3 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留塩素については、1日1回の検査を行います。

(2) 毎月検査

給水栓において水質変化の指標となる9項目について、1カ月に1回の検査を行います。

(3) 水質基準項目検査

水質基準項目（51項目）及び（22項目）については、別表1のとおり検査を行います。

(4) 水源（原水）検査

水質基準項目（40項目）について、8月に検査を行います。

(5) クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

水源（原水）において、施設により年1回、4回、12回検査を行います。

4 水質検査方法

(1) 水質基準項目検査・クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

水道法第20条第3項による県内登録水質検査機関に委託して行います。

①水質基準項目検査

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

②クリプトスポリジウム等及び指標菌検査

厚生労働省が定める「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法」により行います。

5 臨時の水質検査

(1) 水道水が水質基準に適合しないおそれがある次の場合は、臨時の水質検査を行います。

①水源の水質に異常があったとき。

②給水区域及びその周辺で消化器系伝染病が流行しているとき。

③浄水工程で異常があったとき。

④配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

⑤その他、特に必要があると認められるとき。

6 水質検査計画の公表

水道水質計画は毎年度作成し、地域整備課 簡易水道担当窓口で閲覧できます。併せて大月市ホームページに掲載します。

7 関係者との連携

水源等で水質事故が発生した場合は、県衛生薬務課、富士・東部保健福祉事務所及び水質検査を担当している登録検査機関と情報交換を図りながら対策を講じます。

表1 水質基準項目及び検査頻度

○月別検査計画

「市営簡易水道」

検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間回数	総検査数
原水全項目検査（40項目）					○								1	8
原水「ｸﾘﾌﾟﾄﾞ指標細菌（定量）」	○			○			○			○			施設により年1回 または年4回	14
原水「ｸﾘﾌﾟﾄｽﾞﾞﾘﾝｼﾞム等（定量）」				○									1	6
浄水全項目検査（51項目）			○										1	7
浄水年間3回検査（22項目）						○			○			○	3	21
浄水追加項目						○			○			○	3	9
浄水毎月検査（9項目）	○	○		○	○		○	○		○	○		7	56

「地区簡易水道」

検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間回数	総検査数
原水全項目検査（40項目）					○								1	11
原水「ｸﾘﾌﾟﾄﾞ指標細菌（定量）」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施設により年1回 または年12回	66
原水「ｸﾘﾌﾟﾄｽﾞﾞﾘﾝｼﾞム等（定量）」	○			○			○			○			施設により年1回 または年4回	26
浄水全項目検査（51項目）			○										1	11
浄水年間3回検査（22項目）						○			○			○	3	33
浄水追加項目						○			○			○	3	21
浄水毎月検査（9項目）	○	○		○	○		○	○		○	○		8	88

「小規模水道」

検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間回数	総検査数
原水全項目検査（40項目）					○								1	1
原水「ｸﾘﾌﾟﾄﾞ指標細菌（定量）」				○									1	1
原水「ｸﾘﾌﾟﾄｽﾞﾞﾘﾝｼﾞム等（定量）」				○									1	1
浄水全項目検査（51項目）			○										1	1
浄水年間3回検査（22項目）													0	0
浄水追加項目			○			○			○			○	1	4
浄水毎月検査（9項目）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施設により年12回 または年11回	95

番号	水質基準項目	給水栓における基準値等(mg/l)	(原水)施設の名称・水源名							備考
			1	2	3	4	5	6	7	
			真木簡水	間明野桑西簡水	初狩東部簡水	賑岡西部簡水	塩瀬簡水	笹子東部簡水	笹子西部簡水	
			恵熊野水源	湯ノ沢水源	石代水源	中村沢水源	ゴンダブチ沢水源	笹子東部水源	伊賀野水源、奥野沢水源	
01	一般細菌	100 個/ml以下	●	●	●	●	●	●	●	
02	大腸菌	検出されないこと	●	●	●	●	●	●	●	
03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
05	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
06	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
08	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
13	ホルム素及びその化合物	1 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
21	塩素酸	0.6 mg/l以下								消毒を行ったときに生成される物質のため、原水での検査は行わない。
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下								
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下								
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下								
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下								
26	臭素酸	0.01 mg/l以下								
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下								
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下								
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下								
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下								
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下								
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
42	ジエオスミン	0.00001 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
46	有機物(TOC)	3 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	
47	pH値	5.8~8.6	●	●	●	●	●	●	●	
48	味	異常でないこと	●	●	●	●	●	●	●	
49	臭気	異常でないこと	●	●	●	●	●	●	●	
50	色度	5 度以下	●	●	●	●	●	●	●	
51	濁度	2 度以下	●	●	●	●	●	●	●	
追加	クワトスホリジウム指標細菌(定量)	—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	検査頻度は状況による
追加	クワトスホリジウム等(定量)	—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	検査頻度は状況による

○: 毎月検査項目

◎: 3ヶ月に1回検査項目

●: 年に1回検査項目

番号	水質基準項目	給水栓における基準値等 (mg/l)	(原水)施設の名称・水源名											備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
			立河原簡水	神戸簡水	側子簡水	藤沢簡水	上和田簡水	幡野簡水	小篠簡水	宮谷簡水	中野簡水	立野簡水	小沢簡水	
			北方沢水源	唐沢水源	丸田沢水源	藤沢水源	沢入水源	幡野水源	小篠沢水源	宮谷沢水源	ヤギ沢水源	月尾根沢水源	話手沢水源	
01	一般細菌	100 個/ml以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
02	大腸菌	検出されないこと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
05	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
06	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
08	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
21	塩素酸	0.6 mg/l以下												
22	クロ酢酸	0.02 mg/l以下												
23	クロホルム	0.06 mg/l以下												
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下												
26	臭素酸	0.01 mg/l以下												
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下												
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下												
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
42	ジエオキシ	0.00001 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
46	有機物(TOC)	3 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
47	pH値	5.8~8.6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48	味	異常でないこと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
49	臭気	異常でないこと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
50	色度	5 度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
51	濁度	2 度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
追加	クリプトスポリジウム指標細菌(定量)	—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	検査頻度は状況による
追加	クリプトスポリジウム等(定量)	—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	検査頻度は状況による

消毒を行ったときに生成される物質のため、原水での検査は行わない。

○: 毎月検査項目

◎: 3ヶ月に1回検査項目

●: 年に1回検査項目

番号	水質基準項目	給水栓における基準値等 (mg/ℓ)	(原水)施設の名称・水源名									備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	
			模奈良子1小規	模奈良子2小規	川津畑小規模	下畑小規模	新倉小規模	金山小規模	竹の向小規模	八坪小規模	中野上小規模	
01	一般細菌	100 個/ml以下				●						
02	大腸菌	検出されないこと				●						
03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下				●						
04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下				●						
05	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下				●						
06	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下				●						
07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下				●						
08	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下				●						
09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下				●						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下				●						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下				●						
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下				●						
13	ホル素及びその化合物	1 mg/ℓ以下				●						
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下				●						
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下				●						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下				●						
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下				●						
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下				●						
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下				●						
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下				●						
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下										
22	クロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下										
23	クロホルム	0.06 mg/ℓ以下										
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下										
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下										
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下										
27	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下										
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下										
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下										
30	ブromホルム	0.09 mg/ℓ以下										
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下										
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下				●						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下				●						
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下				●						
35	銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下				●						
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下				●						
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下				●						
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下				●						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下				●						
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下				●						
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下				●						
42	ジオスミン	0.00001 mg/ℓ以下				●						
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ以下				●						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下				●						
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下				●						
46	有機物(TOC)	3 mg/ℓ以下				●						
47	pH値	5.8~8.6				●						
48	味	異常でないこと				●						
49	臭気	異常でないこと				●						
50	色度	5 度以下				●						
51	濁度	2 度以下				●						
追加	クリプトスピリジウム指標細菌(定量)	—				☆						検査頻度は状況による
追加	クリプトスピリジウム等(定量)	—				☆						検査頻度は状況による

○: 毎月検査項目

◎: 3ヶ月に1回検査項目

●: 年に1回検査項目

●: 年に1回検査項目

番号	水質基準項目	基準値等 (mg/ℓ)	(浄水)施設の名称・水源名							給水栓で 検査頻度を定めた理由	
			1	2	3	4	5	6	7		
			真木 簡水	間 明 野 桑 西 簡 水	初 狩 東 部 簡 水	賑 岡 西 部 簡 水	塩 瀬 簡 水	笹 子 東 部 簡 水	笹 子 西 部 簡 水		
01	一般細菌	100 個/ml以下	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
02	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
46	有機物(TOC)	3 mg/ℓ以下	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
47	pH値	5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
50	色度	5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
51	濁度	2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
22	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
23	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
27	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
30	ブromホルム	0.09 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去の検査で検出されることがない(または、過去の検査で基準値の1/5以下である)ため検査頻度を年1回とする。 ただし、◎印の項目は、過去の検査で基準値の1/5を超えた事があるため、検査回数を減らさず年4回実施する。
04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
05	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
06	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
08	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下	★	★	★	★	★	★	★	★	
09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
13	ホル素及びその化合物	1 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下	●	●	●	△	△	●	●	●	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下	●	●	●	●	△	●	●	●	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下	●	●	△	●	●	●	●	●	
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	●	●	△	●	●	●	●	●	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	水源に、カビ臭を発生する藍藻類の発生のおそれが少ないため。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ以下	●	●	●	●	●	●	●	●	

○:毎月検査項目

◎:3ヶ月に1回検査項目

●:年に1回検査項目

★印の項目は基準値が変更になり過去3年間のデータが無い為、年4回実施する。(2020～2022年度まで)

(注):検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

○給水栓における水質基準項目の検査頻度

地区簡易水道

番号	水質基準項目	基準値等 (mg/l)	(浄水)施設の名称・水源名											給水栓で 検査頻度を定めた理由			
			1 立 河 原 簡 水	2 神 戸 簡 水	3 側 子 簡 水	4 藤 沢 簡 水	5 上 和 田 簡 水	6 幡 野 簡 水	7 小 篠 簡 水	8 宮 谷 簡 水	9 中 野 簡 水	10 立 野 簡 水	11 小 沢 簡 水				
01	一般細菌	100 個/ml以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
02	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
46	有機物(TOC)	3 mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
47	pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
50	色度	5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
51	濁度	2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
22	クロ酢酸	0.02 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
23	クロホルム	0.06 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
24	ジクロ酢酸	0.03 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
25	ジプロクロロメタン	0.1 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
28	トリクロ酢酸	0.03 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
30	プロモホルム	0.09 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	年4回の検査頻度の減ができない項目
03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	原水の水質が大きく変わるおそれが少ない、過去の検査で検出されることがない(または、過去の検査で基準値の1/5以下である)ため検査頻度を年1回とする。 ただし、◎印の項目は、過去の検査で基準値の1/5を超えた事があるため、検査回数を減らさず年4回実施する。
04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
05	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
06	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	●	△	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
08	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	●	●	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
13	ホル素及びその化合物	1 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチ	0.04 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	●	△	△	●	●	△	●	△	△	●	△	●	△	●	
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	●	△	△	●	●	△	●	△	△	●	△	●	△	●	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
42	ジオキシベンゼン	0.00001 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

○:毎月検査項目 ◎:3ヶ月に1回検査項目 ●:年に1回検査項目
 ★印の項目は基準値が変更になり過去3年間のデータが無い為、年4回実施する。(2020~2022年度まで)
 (注):検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

○給水栓における水質基準項目の検査頻度

小規模水道

番号	水質基準項目	基準値等 (mg/l)	(浄水)施設の名称・水源名									給水栓で 検査頻度を定めた理由
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	
			奈良子 1 小規模	奈良子 2 小規模	川 津 畑 小規模	下 畑 小規模	新 倉 小規模	金 山 小規模	竹 の 向 小規模	八 坪 小規模	中 野 上 小規模	
01	一般細菌	100 個/ml以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
02	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
38	塩化物イオン	200 mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
46	有機物(TOC)	3 mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
47	pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
50	色度	5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
51	濁度	2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査項目
09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下				●						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下				●						
21	塩素酸	0.6 mg/l以下				●						
22	クロ酢酸	0.02 mg/l以下				●						
23	クロホルム	0.06 mg/l以下				●						
24	ジクロ酢酸	0.03 mg/l以下				●						
25	ジプロモクロメタン	0.1 mg/l以下				●						
26	臭素酸	0.01 mg/l以下				●						
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下				●						
28	トリクロ酢酸	0.03 mg/l以下				●						
29	プロモジクロメタン	0.03 mg/l以下				●						
30	プロモホルム	0.09 mg/l以下				●						
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下				●						
03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下				●						
04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下				●						
05	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下				●						
06	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下				●						
07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下				●						
08	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下				●						
11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10 mg/l以下				●				◎		◎印の項目は、過去の検査で基準値の1/5を超えた事があるため、検査回数を減らさず年4回実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下				●						
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下				●						
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下				●						
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下				●						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下				●						
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下				●						
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下				●						
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下				●						
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下				●						
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下				●						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下				●						
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下				●						
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下				●						
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下				●						
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下				●						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下				●						
40	蒸発残留物	500 mg/l以下				●						
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下				●						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下				●						
45	フェノール類	0.005 mg/l以下				●						
42	ジオスミン	0.00001 mg/l以下				●						
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001 mg/l以下				●						

○: 毎月検査項目 ◎: 3ヶ月に1回検査項目 ●: 年に1回検査項目

(注): 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。